

第3回滋賀県・市町 調整会議	大規模災害から住民の命を守るため 警察と市町の連携のあり方について	平成24年(2012年)2月1日 滋賀県警察本部
<p>1 情報の収集、発信</p> <p>(1) 市町、消防等防災関係機関における、被害状況、応急対策の実施状況等に関する情報を的確に共有するための具体的要領</p> <p>(2) 地域住民への災害関連情報の発信に向けた具体的要領</p> <p>2 危険箇所・避難場所・要援護者等に関する実態把握</p> <p>(1) 市町のハザードマップの改正作業への参画、危険箇所、避難場所、避難経路、災害時要援護者等に関する実態把握</p> <p>(2) 迅速かつ的確な避難誘導を行うための地域住民への広報啓発活動の要領、市町と住民合同の実践的な避難訓練の実施</p> <p>3 原子力災害対策</p> <p>(1) 原子力災害発生時における、関係機関との情報共有、地域住民への情報伝達方法等、原子力災害対策に関する要領、実践的訓練の実施</p> <p>(2) 原子力災害発生時における、要援護者等を長距離かつ一斉に搬送する実施体制、要援護者の人数・所在地、連絡方法、搬送手段、搬送先の要領</p> <p>4 御遺体の取扱い</p> <p>(1) 検視等の場所や遺体安置所として、長期間使用可能な施設の複数確保</p> <p>(2) 身元不明遺体や身元が判明しているものの遺族等の事情により引き渡しに困難な遺体の取扱い(埋火葬)に関し、被災地と被災地以外の自治体の協力関係の構築</p> <p>5 警察代替え施設</p> <p>(1) 警察施設が被災し使用不能となった場合を想定した、災害警備本部機能等の警察機能移転先の確保</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 行方不明者情報は、届出や相談の重複を排除する「名寄せ」や、住民基本台帳との突合せ等を通じて内容を精査することが不可欠であることから、行方不明者情報の処理・連絡調整の要領</p> <p>(2) 帰宅困難者に対する情報伝達、物資の供給、帰宅困難者の収容施設確保、情報共有、役割分担の要領、訓練の実施</p> <p>(3) 警戒区域が設定された場合、検問箇所以外の道路から区域内に侵入することを防止するための物理的な措置や、立入り許可の基準の明確化、許可の有無が検問場所で即座に判断できる標章の配付や照会の要領</p>		